

酒販 サポートニュース

目次 (平成21年3月)

特集 未成年者の飲酒防止

なんでもQ&A 1

I 酒類販売管理情報

未成年者飲酒防止の取組み 2

ワンポイントレッスン 4

II 酒販トピックス

エヌリブ・お酒のはなし発行 6

III 国税庁からの最新情報

酒類の販売数量等報告書等の提出 7

酒類の取引状況等実態調査の状況 7

4月は未成年者飲酒防止月間です。 8



未成年者飲酒防止キャンペーンの様子

メールマガジン登録のご案内

酒販サポートニュースの更新情報等をお知らせします。
ssn@m.nrib.go.jpへ空メールを送信してください。

なんでもQ&A

Q 自動販売機でお酒を売ってもいいのですか？

A 未成年者飲酒禁止法で「酒販店は、未成年者の飲酒を防止するため、年齢確認やその他必要な措置を講じなければならない」と定めています。ですから酒販店は、お酒を売る際に年齢を確認しなければなりません。

未成年者が自動販売機でお酒を買って飲んでしまったら、その自動販売機でお酒を売った酒販店は未成年者飲酒禁止法違反になります。年齢確認して販売するためには、対面販売が望ましいのですが、やむをえず自動販売機で販売する場合は、

① 年齢確認装置を設置・使用すること ② 販売時間（23時～翌日5時は販売停止）を遵守しなければなりません。



年齢確認促進用POP

神奈川県では条例を定めて未成年者の飲酒防止に取り組んでいます。酒類業者と県民が一体となって青少年の飲酒を防止する社会環境づくりを進めています。

未成年者飲酒防止の取組み

未成年者はどうしてお酒を飲んではいけないのでしょうか。

未成年者飲酒禁止法で禁止されていることはもちろんですが、様々な理由があります。

未成年者がお酒を飲んではいけない理由

- ◇ 脳の機能を低下させるおそれがあります。
- ◇ 肝臓をはじめとする臓器に障害を起こしやすくなります。
- ◇ 性ホルモンに異常が起きるおそれがあります。
- ◇ アルコール依存症になりやすくなります。

未成年者の飲酒を防止するには、未成年者がお酒を飲んではいけない理由を知っていることが大切です。アルコールが子供に与える影響を理解していれば、子供にお酒を売ったり、勧める大人はいなくなるのではないのでしょうか。子供がお酒を飲んではいけない理由をPRしていくことは、未来を担う子供たちの心と体を守ることにつながります。

酒類（製造・卸・小売など）業界では、未成年者飲酒防止をPRするために様々な活動が行われています。昨年度は、小売酒販組合等が次のようなPR活動を実施しています。

未成年者飲酒防止キャンペーン



駅前や街頭などでキャンペーン

全国各地の駅前や街頭で、未成年者飲酒防止を呼び掛けるキャンペーンが実施されています。

東京都では、駅利用者などに対して小売酒販組合の方々がPRチラシや啓発グッズを配布し、未成年者飲酒防止を呼びかけました。また、駅前交番から駆け付けた警察官が駅頭に立ち、拡声器を使ってキャンペーンへの協力を呼びかけました。

熊本県では、繁華街アーケードで「未成年者にお酒を売らない、飲ませない、環境づくり運動」を呼びかけました。また、「未成年者にお酒は売りません」と酒販店の姿勢をPRしました。



県内で一斉キャンペーンを展開

神奈川県では、青少年喫煙飲酒防止条例により、たばこ・酒類の自動販売機に成人識別装置の設置を義務付けています。県民に青少年の喫煙飲酒の防止に向けた取組みを呼び掛けるため、ミニコンサートやミニゲーム大会などを行いました。

店頭で啓発鉛筆を配布

愛知県の小売酒販組合（熱田・昭和支部）では、「日本の酒文化参加資格は二十才から」と刻まれた鉛筆（7,200本）を店頭で配布しました。更に、小中学校などで同様の鉛筆（1,400本）を配布しました。

未成年者飲酒防止タスキリレー

鹿児島県内を縦走するタスキリレーで、未成年者飲酒防止、飲酒運転防止を訴えるキャンペーンが実施されました。3日間かけて県内約500kmをおよそ300人の走者が「お酒は二十歳になってから」と書かれたタスキをつなぎました。

4月には、全国で未成年者飲酒防止キャンペーンが実施されます。みんなで未成年者の飲酒防止をPRしましょう。

酒販業者の皆様は、引続き年齢確認を実施していただき、未成年者にお酒を売らないようにしましょう。

4月8日に予定されているキャンペーン

北海道 札幌大通公園 14:00～
 青森県 観光物産館アスパム 13:30～
 秋田県 鹿角花輪駅 7:00～
 石川県 金沢駅 7:00～
 宮城県 仙台駅 7:00～
 福井県 福井駅 16:00～
 富山県 富山駅 7:30～ 魚津駅 7:00～
 砺波駅 7:00～ 高岡駅 7:10～
 長野県 長野駅 7:30～
 東京都 秋葉原駅 14:00～
 愛知県 小牧平和堂ショッピングセンター前 15:00～
 京都府 京都駅 13:30～ 14:30～
 嵐山電鉄嵐山駅 11:00～

広島県 広島駅 7:20～
 岡山県 岡山駅 15:00～ 倉敷駅 7:30～
 津山駅 7:00～ 宇野駅 6:30～
 鳥取県 鳥取駅 7:10～ 倉吉駅 7:00～
 米子駅 7:30～
 島根県 大田市駅 7:00～
 高知県 ひろめ広場 13:00～
 長崎県 長崎駅 16:00～
 佐賀県 佐賀駅 16:00～
 熊本県 上通り下通りアーケード 15:00～

※ 詳細は、各県小売酒販組合（連合会）へお問合せください。

蔵見学に行こう（清酒蔵編）

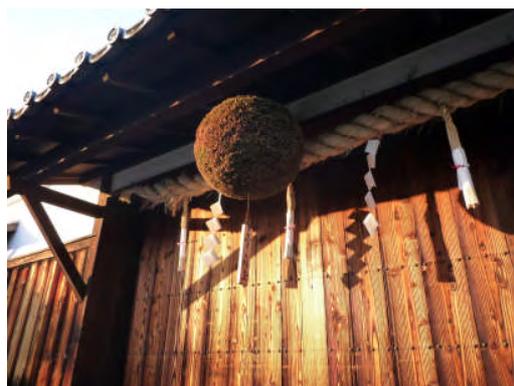


「地元のお酒でお勧めはありますか。」とお客様から尋ねられた時、お勧めできる商品がありますか？

清酒や焼酎の専門店の方から「たくさんの蔵元を訪ねました。」というお話をよく伺います。自分のお店に置くお酒(商品)を自分の足や自分の舌で探しているのです。そのためには、多くの時間と労力、そしてお金が必要です。専門店として成功するためには、そうした努力が必要かもしれません。

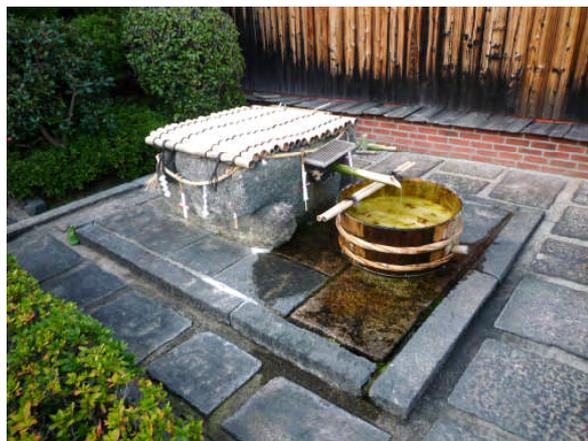
「本当は蔵見学に行ってみたいけど、どうすればいいかわからないし、お酒の味もよくわからないから。」と考えていませんか？行動を起こさなければ、何も始まりません。誰だって最初からお酒の知識をもっている訳ではありませんし、きき酒も出来ません。最初は気軽な気持ちでいいのです。お休みの日に、または天気の良い日に近くの蔵元に遊びに行ってみませんか。清酒蔵に入って最初に驚かされるのは、一般の人達がたくさん見学に来ていることです。観光地に近いところでは、観光バスまでやってきます。

蔵元では、皆さんが来るのを待っています。一般の人達と一緒に蔵見学を楽しみましょう。



見学蔵の探し方

- ◆ インターネットで探す。
(検索ワード：銘柄や地名など)
 - ◆ タウン誌や電話帳、雑誌で探す。
 - ◆ 地元の酒造組合に聞いてみる。
- ※ 事前予約が必要な蔵や見学を行っていない蔵もありますので事前に確認しましょう。



蔵見学の楽しみ

- ◆ 蔵の雰囲気を楽しむ。
昔の酒造り道具などを展示している蔵もあります。
- ◆ 杜氏さんや蔵人とふれあう。
酒造りへの思いが聞けるかもしれません。
- ◆ 施設や働いている人をよく見る。
お酒が出来るまでの工程が学べ、きちんと造られていることがわかります。
- ◆ きき酒してみる。
搾りたての清酒を味わえるかもしれません。



お勧めの地酒

自信がついてきたら見学案内の人に質問してみましょう。そしてきき酒をして自分がおいしいと思うお酒を探してみましょう。

いくつかの蔵元を見学したあなたには、お客様に勧めたい地酒があるはずです。



Ⅱ 酒販トピックス

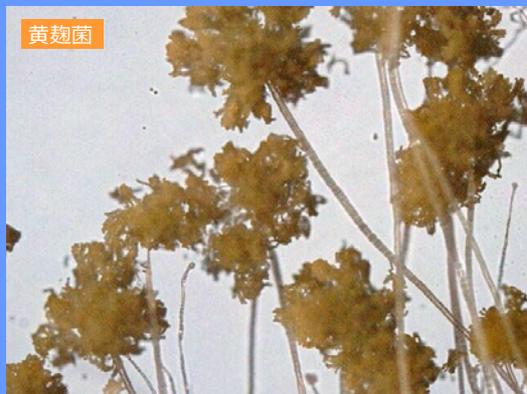
エヌリブ 15号(麴と麴菌)発行

<http://www.nrib.go.jp/sake/sakeinfo.htm#kouhou>

エヌリブ誌面



黄麴菌



麴菌には、たくさんの種類があります。白、黒、黄色と色合いもバラエティ豊かです。

最近、本格焼酎の銘柄に色（黒、白など）を付けたものが増えてきました。このネーミングは、麴菌の色に由来したものが多いようです。麴菌の世界にもトレンドがあるようですね。

では清酒の醸造に使われる麴菌の色は何色でしょうか？清酒は透明な液体なので「白」のイメージがあるかもしれませんが、実は「黄麴菌」が使われるのが一般的です。この「黄麴菌」は、醤油や味噌造りにも使用されており日本醸造学会で国菌（日本を代表する菌）に認定しています。

麴菌の特徴は色だけではありません。使用する麴菌によって、お酒の味や香りが変わってきます。

酒類総合研究所では、麴菌を愛してやまない研究員たちが、日夜麴菌の研究に取り組んでいます。

お酒のはなし 13号(ビールⅡ)発行

<http://www.nrib.go.jp/sake/sakeinfo.htm#jyouhou>

酒類総合研究所では、「お酒のはなし」という情報誌を年2回発行しています。お酒の種類ごとに特集を組んで、そのお酒の特徴や製造方法、歴史などを分かりやすくご紹介しています。この度発行したビールⅡでは、ビールの色と泡に関する情報をわかりやすく解説しています。

「お酒のはなし」のバックナンバーは、酒類総合研究所のホームページで閲覧出来ます。

◆バックナンバー

- | | | |
|---------|------------|-----------|
| 第1号 清酒 | 第5号 ウイスキー類 | 第9号 雑酒・販売 |
| 第2号 焼酎 | 第6号 リキュール類 | 第10号 清酒Ⅱ |
| 第3号 ワイン | 第7号 みりん他 | 第11号 焼酎Ⅱ |
| 第4号 ビール | 第8号 スピリッツ類 | 第12号 ワインⅡ |

採れたてのホップ



色合いの異なるビール

Ⅲ 国税庁からの最新情報

「酒類の販売数量等報告書」、「『未成年者の飲酒防止に関する表示基準』の実施状況等報告書」の提出及び「e-Tax」のご利用について

4月は、「酒類の販売数量等報告書」及び「『未成年者の飲酒防止に関する表示基準』の実施状況報告書」の提出時期となっていますので、4月30日までに忘れずに税務署にご提出ください。

「酒類の販売数量等報告書」及び「『未成年者の飲酒防止に関する表示基準』の実施状況等報告書」の提出については、「e-Tax」をご利用いただけます。

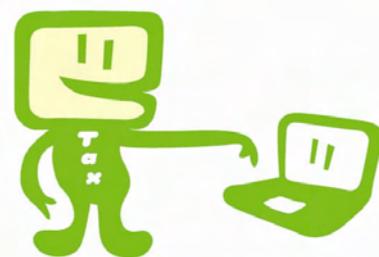
「e-Tax」は、自宅や事務所などからインターネットを利用して申告等ができる便利なサービスですので、ぜひご利用ください。

なお、「e-Tax」によるデータの送信は、平日の午前8時30分から午後9時まで行うことができます。

詳しくは、国税庁のe-Taxホームページをご覧ください。

【アドレス】

<http://www.e-tax.nta.go.jp>



酒類の取引状況等実態調査実施状況について(平成19年7月～平成20年6月分)

国税庁では、酒類の公正な取引環境を整備するため、酒類の取引状況等実態調査を実施し、当庁の「酒類に関する公正な取引のための指針」(以下「指針」といいます。)に示された公正なルールに即していない取引が認められた場合には指導を行い、公正な取引に向けた酒類業者の自主的な取組を促しています。

平成19事務年度は、全国で2,160場を対象として調査を実施し、「指針」のルールに即していない取引が認められた酒類業者に対して指導を行ったほか、独占禁止法の規定に違反する事実があると思料された75場については、独占禁止法第45条第1項に基づき、公正取引委員会へ報告を行いました。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

※ 「指針」についても国税庁ホームページに掲載しています。

【アドレス】

<平成 19 事務年度酒類の取引状況等実態調査実施状況について>

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/koseitorihiki/081222/index.htm>

<酒類に関する公正な取引のための指針>

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/koseitorihiki/jimu-unei060831/index.htm>

4月は未成年者飲酒防止強調月間です

国税庁をはじめとする関係省庁では、毎年4月を「未成年者飲酒防止強調月間」とし、全国的な広報啓発活動を行い、国民の未成年者飲酒防止に関する意識の高揚を図ることとしています。

国税庁では、同月間における取組の一環として、未成年者飲酒防止啓発ポスターを作成し、税務署等を通じて各酒類販売場や学校等に配布しています。

国税庁ホームページにおいて、酒類販売管理者の氏名、酒類販売管理研修受講事績を直接入力して使用できるファイルを掲載しておりますので、ぜひご利用ください。

【アドレス】

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/miseinen/03.pdf>

ここに酒類販売管理者の氏名と酒類販売管理研修の受講日を入力して印刷できます。